

# 第1章 総 則

## (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人新田むらづくり運営委員会という。

## (事務所)

第2条 この法人は、事務所を鳥取県八頭郡智頭町大字西谷620-1に置く。

# 第2章 目的及び事業

## (目 的)

第3条 この法人は、新田集落の活性化のため、各種むらづくり事業を行いもって新田集落の発展に寄与することを目的とする。

## (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動

## (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

### 特定非営利活動に係る事業

- (1) まちづくりの推進を図る活動
  - イ、農林業体験を主体とした、都市と農村の交流事業
  - ロ、水辺に親しむ「新田みずべパーク」の管理
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - イ、講演を主体とした「新田カルチャー講座」の開催
  - ロ、文楽、「新田人形浄瑠璃芝居」の上演及び保存、伝承
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - イ、ミニデイ、ショートステイ、老人家庭の昼食サービス等の高齢者支援活動
  - ロ、健康講習会、講演会などの講習会の開催
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
  - イ、大自然の中で豊かな感性を育む小学生を主体とした「田んぼの学校」の開校
  - ロ、山村で森林浴をしながらたくましい体をきたえる「林間学校」等の開校
  - 等の開校
- (5) 環境の保全を図る活動
  - イ、河川、水田等汚染の進む生活空間の保全
  - ロ、森林、棚田、河川等、「心のふるさと」としての景観整備、保全
- (6) その他、上記の目的を達成するための事業

### 第3章 会 員

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、特定非営利活動促進法（以下法と言う）上の社員とする。

#### （入 会）

第7条 会員として入会しようとする者は、会 長が別に定める入会申込書により、会 長に申込むものとし、会 長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない

2、会 長は、前項の者の入会を認めないときは、すみやかに理由を付した書面を以て、本人にその旨を書面を以て通知しなければならない。

#### （会 費）

第8条 会員は、総会に於いて別に定める会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が、次の各号の1に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### （脱 会）

第10条 会員は、会 長が別に定める退会届けを会 長に提出して、任意に退会することができる。

#### （除 名）

第11条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### （抛出金品の不返還）

第12条 既納の会費その他の抛出金は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事5人

(2) 監事2人

2、理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2、会長及び副会長は、理事の互選とする。

3、役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3、理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4、監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の召集をすること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。

3、役員は、辞任又は任期満了後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、定数の3分の1を超えて者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2、役員には、その職務を執行したために要した費用を弁償することができる。  
3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。  
2、職員は会長が任免する。

## 第5章 総 会

(種 別)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、会員を以て構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算ならびにその変更。
- (5) 事業報告及び収支決算。
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬の決定。
- (7) 会費の額の決定。
- (8) 借入金（その事業年度内の収入を以て償還する短期借入金を除く。第50条に於いて同じ。）
- (9) 事務局の組織及び運営。
- (10) その他運営に関する重要事項。

(開 催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が、必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を以て召集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が召集する。

2、会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に、臨時総会を召集しなければならない。

3、総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 会員の表決権は、平等なるものとする。

2、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3、前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したとみなす。

4、総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合は、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び表決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事を以て構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面を以て召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第34条 理事会は、会長が召集する。

- 2、会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、10日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3、理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て、少なくとも5日前までに、通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の、議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、理事会の議事は、理事総数の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2、やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決することができる。
- 3、前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を記載すること。）
  - (3) 審議事項。
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2、議事録には、議長及びその会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次に掲げるものを以て構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業にともなう収入
  - (6) その他の収入

#### (資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

#### (資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<sup>準</sup>じ収入支出することができる。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  
2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算を以て定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。



(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2、前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、智頭町に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を経なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	岡	田	一
副会長	岡	田	光 弘
理事	早	瀬	勲
同	藤	原	進

同 藤 原 文 男  
監 事 岡 田 和 彦  
同 藤 原 順

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
年会費 1,000円